

香川県持続化応援給付金【申請受付要項】（概要）

【給付対象者】

中小企業庁が行う持続化給付金の給付を受けた、①県内に事業所を有する中堅企業及び中小企業その他の法人、②県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者

【受付期間】

令和2年6月2日(火)から令和3年3月1日(月)まで
(令和3年3月1日(月)の消印有効です)

【受付方法】

申請書類は、下記宛先に、**郵送で提出**してください。

<宛先> 〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10
香川県持続化応援給付金受付係 宛

«郵送される前にご確認ください»

- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。
- ・封筒の裏面には差出人のご住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。
- ・送料は申請者側でご負担をお願いします。
- ・感染予防の観点から、県庁への持参による申請は受付をしておりません。

【申請に必要な書類の入手方法】

申請書類は、下記、**香川県のホームページからダウンロード**してください。

<アドレス> <https://www.pref.kagawa.lg.jp/>
上記アドレスにアクセスのうえ、「**香川県持続化応援給付金**」をクリックし、**専用ページからダウンロード**をお願いします。

«留意点»

- ・感染予防の観点から、可能な限り、ホームページからの入手をお願いします。
 - ・ホームページからの入手が困難な場合は、香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課で配布します。
- ※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「**香川県持続化応援給付金コールセンター**」までお願いします。

● 申請にあたってのお願い

迅速な給付事務を行うため、提出前にもう一度、申請書の記載内容や添付書類のご確認をお願いします。

- [よくある事例]
- ・申請書上段右側にある誓約欄に**自筆の署名がない**
 - ・振込口座の**通帳等の写しの添付がない**
(国の持続化給付金の給付通知書に記載された口座と同じもの)

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記にて対応させていただきます。

香川県持続化応援給付金コールセンター ☎087-832-3881

開設日時：令和2年6月2日(火)～6月5日(金) 毎日9時から19時まで

令和2年6月8日(月)～令和3年3月1日(月) 平日9時から17時まで

(土日祝日、年末年始は開設しておりません。)

香川県持続化応援給付金【申請受付要項】

令和2年6月1日

1 持続化応援給付金

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、特に大きな影響を受け、事業収入が減少した、県内に事業所を有する中堅企業、中小企業その他の法人（以下「中小法人」という。）及び県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者」という。）に対して、事業の継続を応援するため、持続化応援給付金（以下「応援給付金」という。）を給付するものとする。

2 給付対象者

給付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす中小法人及び個人事業者とする。

(1) 中小企業庁が行う持続化給付金の給付を受けている(※1)こと。

(※1) 中小企業庁が設置する持続化給付金事務局を通じ、既に銀行口座に持続化給付金の振り込みを受け、あわせて給付通知書を受領していること

(2) 県内に事業所又は住所(※2)を有していること。

(※2) 中小法人の場合は県内に事業所を有すること（本店が県外であっても県内に事業所を有することを証明できれば対象となります）、個人事業者の場合は県内に住所を有していること。

(3) 香川県補助金等交付規則第5条の2(※3)各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(※3) 香川県補助金等交付規則 第5条の2

知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(4) 過去に応援給付金の給付を受けていないこと。

3 給付額

応援給付金の給付額は、中小法人及び個人事業者ともに1事業者につき一律20万円とする。ただし、応援給付金の給付は同一の事業者に対して一回に限るものとする。

4 申請期間

応援給付金の申請の受付は、令和2年6月2日（火）から令和3年3月1日（月）までとする。

5 申請に必要な書類

申請者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

※国の持続化給付金の給付通知書のあて先が県内の住所となっている中小法人及び個人事業者は、下記の3つの書類を提出してください。

(1) 香川県持続化応援給付金申請書（第1号様式）

- 申請書の上段左側の申請者欄に、中小法人の場合は、香川県内の主たる事業所の所在地、法人名、代表者氏名、担当者氏名、担当者電話番号、個人事業者の場合は、住所、氏名、電話番号、応援給付金の振込口座番号を、全てペン又はボールペンで記載してください（消えるボールペンは使用不可）。

※詳しくは「記載例」をご覧ください。

※応援給付金の振込口座は、国の持続化給付金の振込口座（国の持続化給付金の給付通知書に記載された口座）を記載してください。

- 申請書上段右側の誓約欄を確認のうえ、中小法人の場合は代表者が、個人事業者の場合は本人が、自筆で署名してください。

(2) 国の持続化給付金の給付通知書（はがき）の写し 《4ページに見本あり》

- 持続化給付金事務局から送付を受けた国の持続化給付金の給付通知書のうち、申請者の住所及び申請番号、中小法人名又は個人事業者氏名、給付金額、振込口座が記載されている部分が印刷されている部分の写しが必要です。

- 申請書下段に左側にお知らせはがきの表面の申請者の住所が記載されている部分が、右側にお知らせはがきの中面の申請番号、中小法人名又は個人事業者氏名、給付金額、振込口座が記載されている部分となるように、丁寧に貼り付けてください。

※応援給付金は、国の持続化給付金の給付通知書に記載された口座に振り込みますので、振込口座の金融機関名、金融機関の店名、預金の種類、口座番号及び口座名義人の記載に誤りがないか、念のためご確認ください。

- 提出いただいたお知らせはがきの内容を機械で読み取りますので、印刷に際しては、縮小をせず可能な限り鮮明になるようご注意ください。また貼付けに際しても、可能な限り丁寧に行ってください。

(3) 持続化応援給付金の振込口座の通帳等の写し 《5ページに見本あり》

- (1)の香川県持続化応援給付金申請書の上段左側に記載した応援給付金の振込口座（国の持続化給付金の給付通知書に記載された口座と同じもの）の口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたページ（通帳を開いた1ページ目と2ページ目）の写し。

※コピーが不鮮明な場合や、口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が1つでも確認できない場合は、応援給付金の振込ができない場合がありますので、ご注意ください

※インターネットバンキングをご利用の方は、上記の事項が記載された画面のコピーでも差し支えありません。

※国の持続化給付金の給付通知書のあて先が県内でない（給付通知書だけでは香川県に事業所を有することが分からない）中小法人は、前ページの（１）、（２）、（３）に加え、（４）の書類を提出してください。

（４）県内に事業所を有することを証明する書類 《６ページに見本あり》

- ・県内に事業所を有することを証する書類（「法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し等）を提出してください。

【国の持続化給付金の給付通知書を紛失した皆様へ】
国の持続化給付金の給付通知書を紛失した等の理由により、その写しを提出できない場合は、上記と異なる申請書と添付書類が必要となります。詳しくは、７ページをご覧ください。

6 給付の決定、通知等

県は、申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援給付金を、国の持続化給付金が振り込まれた口座（国の持続化給付金の給付通知書に記載されている口座）に、口座振替払いにより給付します。

給付・不給付の結果は、文書により通知します。

7 その他

提出書類が全て揃っていない場合など、確認の必要がある場合は、改めて電話等で聞き取りをする場合があります。

(参考) 「5 申請に必要な書類」のうち、

「(2) 国の持続化給付金の給付通知書」の見本は以下のとおりです。

【中小法人の場合】

郵便ハガキ

料金別納郵便

100-000x
東京都〇〇区〇〇町1-1-1
〇〇〇〇ハイツ 401
給付株式会社
給付 順一様

郵便番号: 〇〇〇〇〇〇

〒115-8799 赤羽郵便局 私書箱17号

持続化給付金事務局 (一般社団法人サービスデザイン推進協議会)

お問い合わせ先 ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

フリーダイヤル 0120-115-570

IP電話からは 03-6831-0613 (通話料お客様負担)

*受付時間 8:30 ~ (9:00 土・日・祝日含む)

*受付場所は変更になる場合があります。

*お申し込みの際は、申請の「申請番号」をお伝えください。

*お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご確認ください。

※所在地を誤認している場合は、十分に宛先を確かめさせていただきます。こちらをご確認ください。 OPEN

持続化給付金の振込みのお知らせ

あなたが行った持続化給付金の申請は受理されました。以下の通り給付金の振込みを行いますので、お知らせいたします。

※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。

■申請番号: J12345678

■中小法人名: 給付株式会社

■担当者氏名: 給付 順一

給付金額 2,000,000 円

振込口座 持続化銀行

申請書に記入された 〇〇〇〇支店

(口座番号) 〇〇〇〇〇〇

(通帳番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

(給付金の振込み等について)

- 振込みは順次行っております。振込口座をご確認ください。
- 振込口座へ振り込まない場合、金融機関等への問い合わせにより、口座情報を訂正した上で振り込む場合があります。
- 振込口座へ振り込まない場合、事務局より申請者へ電話による問い合わせ等を行う場合があります。
- 給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害について、事務局は一切の責任を負いません。

【個人事業者の場合】

郵便ハガキ

料金別納郵便

100-000x
東京都〇〇区〇〇町1-1-1
〇〇〇〇ハイツ 401
給付株式会社
給付 順一様

郵便番号: 〇〇〇〇〇〇

〒115-8799 赤羽郵便局 私書箱17号

持続化給付金事務局 (一般社団法人サービスデザイン推進協議会)

お問い合わせ先 ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

フリーダイヤル 0120-115-570

IP電話からは 03-6831-0613 (通話料お客様負担)

*受付時間 8:30 ~ (9:00 土・日・祝日含む)

*受付場所は変更になる場合があります。

*お申し込みの際は、申請の「申請番号」をお伝えください。

*お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご確認ください。

※所在地を誤認している場合は、十分に宛先を確かめさせていただきます。こちらをご確認ください。 OPEN

持続化給付金の振込みのお知らせ

あなたが行った持続化給付金の申請は受理されました。以下の通り給付金の振込みを行いますので、お知らせいたします。

※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。

■申請番号: J12345678

■個人事業者氏名: 給付 順一

給付金額 1,000,000 円

振込口座 持続化銀行

申請書に記入された 〇〇〇〇支店

(口座番号) 〇〇〇〇〇〇

(通帳番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

(給付金の振込み等について)

- 振込みは順次行っております。振込口座をご確認ください。
- 振込口座へ振り込まない場合、金融機関等への問い合わせにより、口座情報を訂正した上で振り込む場合があります。
- 振込口座へ振り込まない場合、事務局より申請者へ電話による問い合わせ等を行う場合があります。
- 給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害について、事務局は一切の責任を負いません。

「持続化給付金」事務局ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/receiving/>) より

(参考)「5 申請に必要な書類」のうち、

「(3) 持続化応援給付金の振込口座の通帳」の、通帳を開いた1ページ目と2ページ目の見本は以下のとおりです。

「通帳を開いた1ページ目と2ページ目」

総合口座					
おなまえ					
カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ					
通帳履歴額 は次のとおりです。	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
	普通預金	円		000	普通預金 1234567
	定期預金	円			定期預金
株式会社〇〇銀行 印					
【銀行コード：4321】					
口座店名 〇〇〇〇支店					
TEL 03-0000-0000					

(参考) 中小法人のうち、(2) 国の持続化給付金の給付通知書のあて先住所では、香川県内に事業所を有することが分からない場合に提出する

「(4) 県内に事業所を有することを証明する書類」のうち、法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税確定申告書の見本は以下のとおりです。

「法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税確定申告書」

第六号様式 (後編) 香

交付印

令和 年 月 日

法人番号

事業種目

申告書

課税種別	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	備考	道庁県民税	
								課税標準	税額
所得金額超過額(一)又は別当入計	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(二十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(三十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(四十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(五十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(六十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(七十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(八十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十一)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十二)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十三)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十四)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十五)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十六)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十七)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十八)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(九十九)	000	0.00	0.00						
所得金額超過額(百)	000	0.00	0.00						

国の持続化給付金の給付通知書を紛失した等の理由により、国の持続化給付金の給付通知書の写しを提出できない場合は、次の書類を提出してください。

(ア) 香川県持続化応援給付金申請書（第2号様式：給付通知書が無い場合）

- ・申請書上段部分は2ページに記載している内容と同じです。
- ・申請書の上段左側の申請者欄に、中小法人の場合は、香川県内の主たる事業所の所在地、法人名、代表者氏名、担当者氏名、担当者電話番号を、個人事業者の場合は、住所、氏名、電話番号を、全てペン又はボールペンで記載してください（消えるボールペンは使用不可）。 ※詳しくは「記載例」をご覧ください。
- ・申請書上段右側の誓約欄を確認のうえ、中小法人の場合は代表者が、個人事業者の場合は本人が、自筆で署名してください。

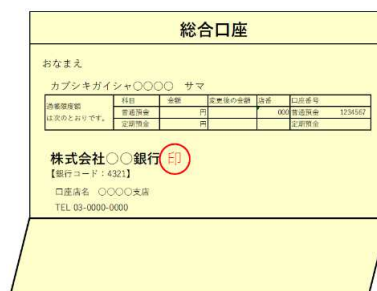
(イ) 国の持続化給付金の給付を受けたことを証明する通帳等の写し

- ・国の持続化給付金が振り込まれた通帳のうち、持続化給付金の振込金額とお支払金額欄に記載された振込主が記載されたページの写しを提出してください。

(ウ) 持続化応援給付金の振込口座の通帳等の写し

- ・上記（イ）の国の持続化給付金が振り込まれた口座通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたページの写し。

通帳を開いた1ページ目と2ページ目→



- ・コピーが不鮮明な場合や、口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が1つでも確認できない場合は、振込ができず、応援給付金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください

※インターネットバンキングをご利用の方は、上記（イ）（ウ）の事項が記載された画面のコピーでも差し支えありません

(エ) 直近の確定申告書の写し

- ・中小法人の場合は、国の持続化給付金の申請時に提出した「法人税確定申告書別表一」の写しを、個人事業者の場合は、国の持続化給付金の申請時に提出した「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」の写しを提出してください。

※「法人税確定申告書別表一」では、県内に事業所を有することが証明できない中小法人は、県内に事業所を有することを証する書類（「法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し等）を追加で提出してください。

(オ) （個人事業者のみ）本人確認書類の写し

- ・運転免許証（両面）、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証等の写しを、住所、氏名がはっきりと判別できる形で提出してください。